

容姿に関する校則を定着させる生徒指導の考察

09L045 佐藤 泰一

1. 研究の問題

私は、2011年に大学1年生を中心に高校生時代の校則に対する意識調査を行った。その結果、8割以上の学生が校則違反の一つはしている事がわかった。その中でも最も多い校則違反は携帯電話の所持だった。違反理由の多くは、親との連絡に必要という回答だった。親自身も校則の規定違反とわかりながらも子どもたちに携帯電話を与えているのが現状だ。高校によっては携帯電話の学内使用は禁止するが、放課後などの学外で使用する際の持ち込みに関しては認可している場合もあった。

しかし、携帯電話の学外使用を認めている高校でも頭髪や服装、装飾品などといった容姿に関する校則を集団生活の規律維持の為に設けている場合が多かった。新潟県は、2009年2月に女子高生のスカートが最も短い県としてメディアに取り上げられた。¹ 新潟県は、メディアに取り上げられるほど容姿に関する校則違反が深刻な問題になっていることから、今後は、容姿に関する校則違反に対して、これまでと違った是正指導を提案していく必要がある。

2. 目的

本研究は、服装や髪形など容姿に関係する校則に限定し、高校生が校則違反する原因・きっかけを明らかにし、教師や親が生徒に指導する際に高校生に対して不快感や嫌悪感を与えず校則に対する理解を持ってもらう為の是正指導の提案と未然に校則違反を防ぐための校則定着を向上させる指導を提案する事を目的とする。

3. 方法

まず、校則の定義を述べる。2011年の意識調査では、広く校則について尋ねた。今回は新潟県の大学に在学中の学生に高校時代の容姿に関する校則に限定した意識調査アンケートを行う。校則は高校毎に異なる為どの高校にも共通している項目を明確にしなければならない。今回の調査では、どのような校則があったかを尋ねる項目を盛り込み、各高校に共通して掲げられている違反項目を明らかにする。そして、生徒側から見る教師と親の指導方法の現状を把握する。これにより生徒側が抱えている教師と親に対する問題を明らかにする。さらに、教師と親の指導方法の改善、接し方について文献を基に考察する。

4. 校則の定義

有村久春は校則について「各学校において、児童生徒の学習や学校生活における行いや行動の在り方、基準または守るべき事項を定めたものをいう。校則は、法律上の言葉ではなく、各学校の教育活動を円滑に進める事を目的に学校内部の規則として定めるもの²と述べている。文部科学省による『生徒指導提要』においては、「校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では『〇〇学校のきまり』、『生活のきまり』、『よいこの一日』、中学校・高等学校では『校則』、『生徒心得』などと呼ばれています。これらは、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として、各学校において定められていま

す。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています³と説明されている。

これらより、本研究では「校則」を学校という集団生活を送る環境を通して社会的規範を学び、生徒が円滑に過ごす為の規則と定義する。

5.現代の校則の問題

現在、教師による生徒指導だけでは生徒に校則を守る意識を浸透させるのは難しい段階にきている。校則は形だけの存在になりつつあり、生徒にとってそれが拘束力のある規則としての役割を果たしているとは言い難い。その原因は校則の内容が時代とミスマッチであるからとも考えられるが、むしろ、教師・親の生徒指導方法に問題があると考えられる。本研究では、この教師・親の生徒指導方法に焦点を当てて検討を行う。

6.調査:生徒の頭髪や服装など容姿に関する校則の意識調査

6-1 調査の目的

この調査は、大学生を対象として出身高校における容姿に関する校則の内容を明らかにする。高校時代に校則違反を行った学生と校則違反をしなかった学生の校則に対する考え方の違いを浮き彫りにし、校則違反を行う原因を明らかにする。また、大学生が高校時代に感じていた、教師・親から容姿に関する校則についてどのような指導を受けていたか。またその指導についてどのような事を思ったかを明らかにする。そして、教師・親からどのような指導を受けた容姿に関する校則を守る事が出来たかを明らかにする事を目的としている。

6-2 調査対象者

新潟県内の大学生 男子31名 女子31名 合計62名

6-3 調査期日

2012年12月13日

6-4 集計方法

この調査は選択式、記述式を含む設問1から設問11から構成されている。調査対象者は主に1学年の学生であった。

設問1は大学生が高校在学中に容姿に関する校則の内容について理解・把握しているか問う設問である。設問2は容姿に関する校則の内容で具体的にどのような校則があったか記述してもらう形式である。設問3は容姿に関する校則(スカートの長さや腰履きなどの制服の着崩し、染色、パーマ、ピアス、化粧など)を行っていたかを問う設問である。設問4は高校時代に容姿に対する校則違反しなかった学生に校則違反を行わなかった理由を問う設問である。設問5と設問6は高校時代、校則を守っていた学生が教師と親からどのような指導を受けていたか、また高校時代に校則を違反していた学生が教師と親からどのような指導を受けていたか問う設問である。設問7と設問8は設問3で高校時代に校則違反をしていた学生に具体的にその心境を問う設問である。設問9は校則の拘束力が弱い場合、その基準より上回る違反を行うか行わないかを問う設問である。設問10と設問11は教師と親の生徒たちに対する接し方について、生

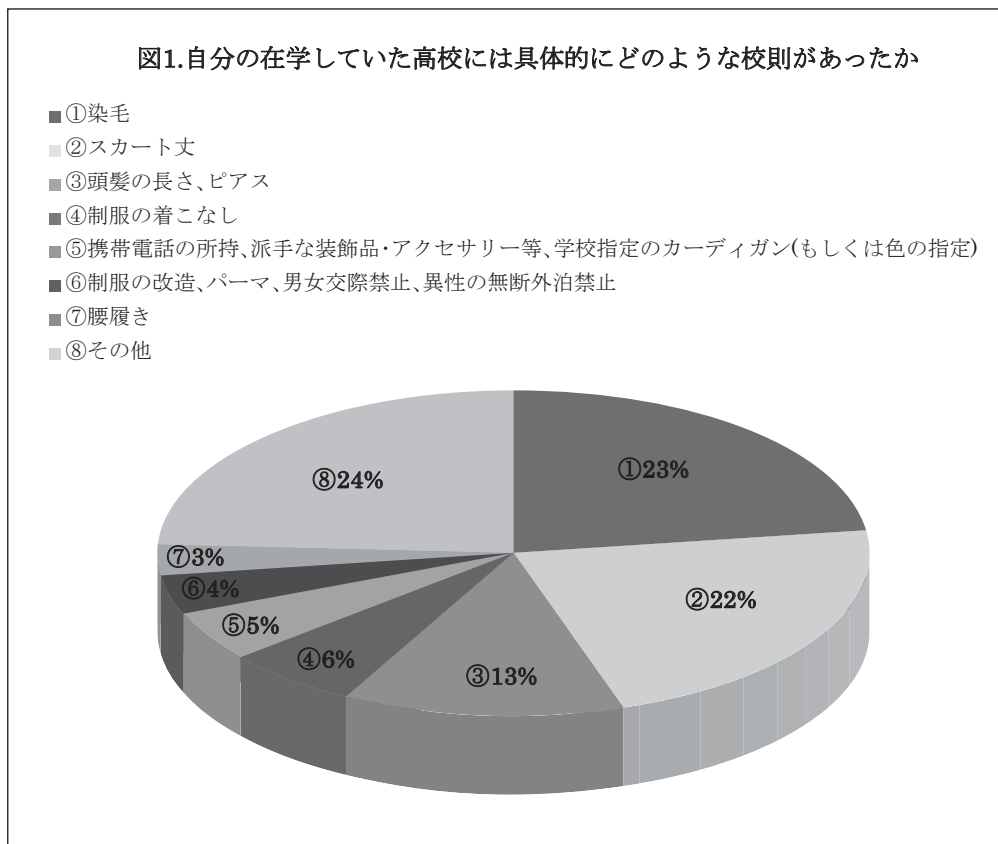
徒の校則に対する自由な意見を記述させる形式である。

6-5 調査結果の分析

以下では、調査結果に基づいて分析を行う。まず、設問1について分析を行う。設問1では「在学していた高校の校則の内容を理解・把握していたかどうか」を問うた。その結果、高校時代に校則の内容を理解していた男子学生は67%、女子学生は70%の学生が各自在学していた高校の校則の内容を理解しているという結果であった。

設問2は校則の内容を理解している学生に自分の在学していた高校には具体的にどのような校則があったかを記入させた。図1は「自分の在学していた高校には具体的にどのような校則があったか」の集計結果である。

最も多かったのは「染毛」に関する校則だった。これは男女共に対象となり、どこの高校でも共通して規制している。それに次いで多かったのは「スカートの丈」の規制である。これは新潟の女子高生のスカート丈の短さがメディアに全国的に取り上げられた事に表れているように、より強い指導が新潟県では必要であると考えられる⁴。3番目に多かったのは「頭髮の長さ」と「ピアス」である。「頭髮の長さ」は男子学生からの記入が多かった。これによりこの校則は男子生徒に該当する校則である事がわかる。「ピアス」がアクセサリーの中でも固有の名称を挙げて禁止されている高校が多いという事から、「ピアス」が高校生の身につけるアクセサリーの代表になっている事がわかる。4番目の「制服の着こなし」は



〈グラフ筆者作成〉

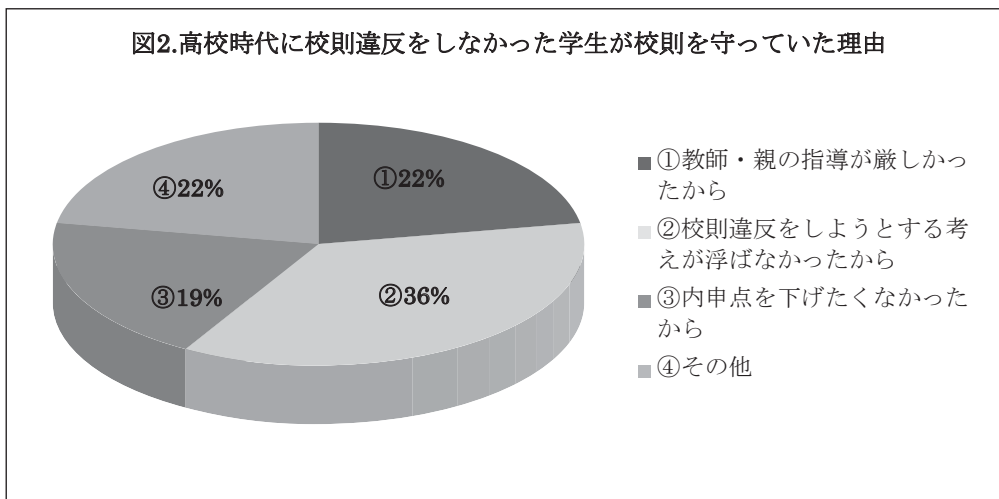
「スカート丈の長さ」や「腰履き」、「制服改造」などの校則を広くまとめたものだ。「制服の着こなし」というように服装に関する校則に具体的な内容がない高校もある事がわかる。5番目は、「携帯電話の所持、派手な装飾品・アクセサリー等、学校指定のカーディガン(もしくは色の指定)」だった。「派手な装飾品・アクセサリー等」は3番目に多かった「ピアス」などだけではなく、ブレスレットなどの他の装飾品まで広く規制した校則である事がわかる。「学校指定のカーディガン(もしくは色の指定)」も派手な装飾品に当てはまらないようにする為の具体的な校則だと言える。6番目は「制服の改造、パーマ、男女交際禁止、異性との無断外泊禁止」だった。スカート丈を短くする生徒が多い中、制服の改造は6番目と上位に出てこなかった。これは制服に手を加えない程度でスカートを短くしている女子生徒が多いという事がわかる。つまり、ウエスト部分でスカートを折る、もしくは巻いて丈を短くしている事である。パーマは頭髮に関する校則だが、1番多かった「染毛」とは対照的に違反項目に設けられていない場合が多かった。くせ毛が生徒の地毛であるのか、「パーマ」を当てた毛なのか判断する事が困難な為である事が考えられる。「男女交際禁止」、「異性の無断外泊禁止」については新潟県青少年健全育成条例20条(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)⁵を反映させた校則だと考えられる。最も少なかったのは男子生徒の「腰履き」だった。校則として校則違反の規定に盛り込まれていないのか、もしくは女子生徒の「スカート丈」に対する規制が強く印象付いている為に見落とされがちになっている可能性が考えられる。その他には1つしか出てこなかった校則をまとめた。その中でも様々な校則がある事がわかった。「冬の自転車登校禁止」、「過度に眉毛を整えてはいけない」、「靴の踵を履きつぶす」、「シャツのボタンは全部締める」、「必ず部活に所属する」などがあつた。

設問3では学生に高校時代に校則違反を行っていたか否かを問うた。その結果、校則を違反していた割合は男子学生が25%、女子学生が64%という結果であつた。この結果から7割弱の女子生徒が何かしら校則違反をしている事がわかつた。これはどの高校にも共通して設けられている校則の内容が、比較的女子生徒に当てはまりやすい項目であることが考えられる。また女子生徒は男子生徒と比較した場合の校則違反による2次被害を受ける可能性が高い為、未然に防ぐ役割があると考えられる。

設問4と設問5は高校時代に校則違反していなかつた学生に対するものになっている。図2は設問4の集計結果である。設問4は高校時代に校則違反をしていなかつた学生に対して、校則を守つた理由として「①教師、親の指導が厳しかったから」、「②校則違反をしようとする考えが浮かばなかつたから」、「③内申点を下げたくなかつたから」、「④その他」の選択肢を設けて当てはまるもの全を選択してもらつた。その結果、「②校則違反をしようとする考えが浮かばなかつた」が最も多く36%の学生が校則違反をしようと思つていない事がわかつた。②に次いで多かつたのは「①教師、親の指導が厳しかったから」と22%の学生が選択した。高校時代に校則違反をしようとする考えが浮かばなかつた学生は教師、親の指導を受け止めていた事が違反防止に繋がっている事がわかつた。3番目に多かつたのは「③内申点を下げたくなかつた」だった。これは19%の学生が選択した。内申点を気にする学生は進学や進路を選択する際に不利にならない為校則を守つていると考えられる。その他の学生(22%)が校則を守つた理由には「社会人になる為に必要なと思つたから」、「指導はされなくても守る事が基本だから」、「ルールを守る事は基本だから」などがあつた。また、「違反する事が面倒くさかつた」、「パーマなどに興味がなかつた」などの容姿を着飾る事に興味がなかつた学生や指導を受ける事そのものに嫌悪感を持つ学生は高校時代に校則違反をしていない事がわかつた。

設問5では、実際、教師・親から高校時代、具体的にどのように容姿に関する校則に対する指導を受けていたかを記述式で回答してもらつた。図3は設問5の結果である。最も多かつたのは「清潔な姿をしる」、「ネクタイをきちんと締める」、「髪を染めるな」など、目に見える部分を「校則違反だから直せ」

と言われるだけの指導を受けていた学生だ。具体的に指導を受けていたと見られる回答は「丁寧な指導を受けていた」、「推薦入試を希望するなら勉強と同時に服装を改善しなさい」の2人の学生からしかなかった。また、「何も言われなかった」、「特になし」、「守っていたので指導されなかった」といった校則を守っていた為、指導される事がなかったという回答もあった。校則違反をしていない生徒に対して違反しないようにする予防の指導をしない高校もある事がわかった。

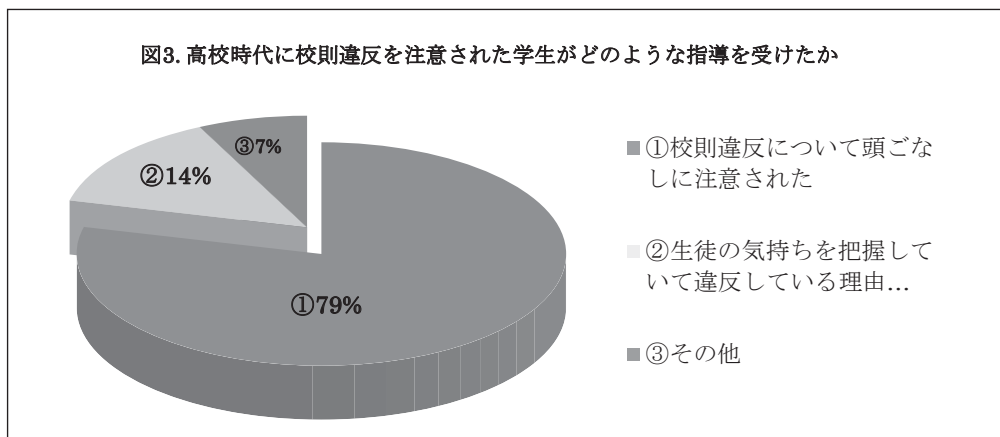


〈グラフ筆者作成〉

設問6から設問10は高校時代に校則違反を行っていた学生に対する設問となっている。設問6では校則違反を注意された際にどのような指導をされたか回答してもらった。3択式で行い、「①校則違反について頭ごなしに注意された」、「②生徒の気持ちを把握して違反している理由・事情を聞いてくれた。違反してはいけない理由などを丁寧に指導してくれた」、「③その他」の選択肢を設けた。「①校則違反について頭ごなしに注意をされた」と回答した学生が17人、「②生徒の気持ちを把握して違反している理由・事情を聞いてくれた。違反してはいけない理由などを丁寧に指導してくれた」と回答した学生が4人、「③その他」が2人だった。ここから教師・親の生徒に対する校則違反に対する指導は端的に違反箇所を指摘している場合が多い事がわかる。また、設問5の校則を違反していない学生の指導方法と比較しても、違反している生徒と違反していない生徒に対する指導方法に大きな差はなかった。

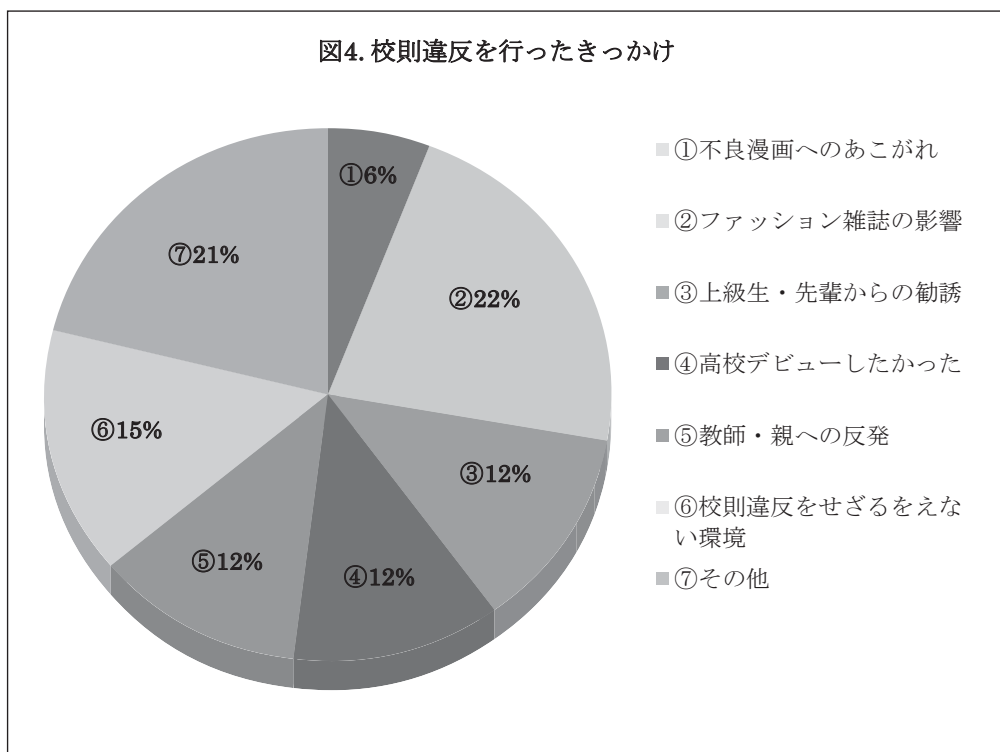
設問7では高校時代に校則違反を行った学生に違反したきっかけを選択式で回答してもらった。図4は設問7の結果である。最も多かったのが「②ファッション雑誌の影響」だった。特に女子学生が影響を受けている事がわかり男子学生より2.5倍の回答があった。「④高校デビュー」とは「中学時代にぱっとしなかった人物が、高校入学後に過去の自分を知っている人物が周囲に居なくなった為に今までの自分にもたれていたイメージを払拭しようと、派手なファッションなどをして目立つ事である」⁶。生徒の中には環境の変化から自分の印象を一新したいと思う衝動から校則違反を引き起こしている者がいる事がわかる。

図3. 高校時代に校則違反を注意された学生がどのような指導を受けたか



〈グラフ筆者作成〉

図4. 校則違反を行ったきっかけ

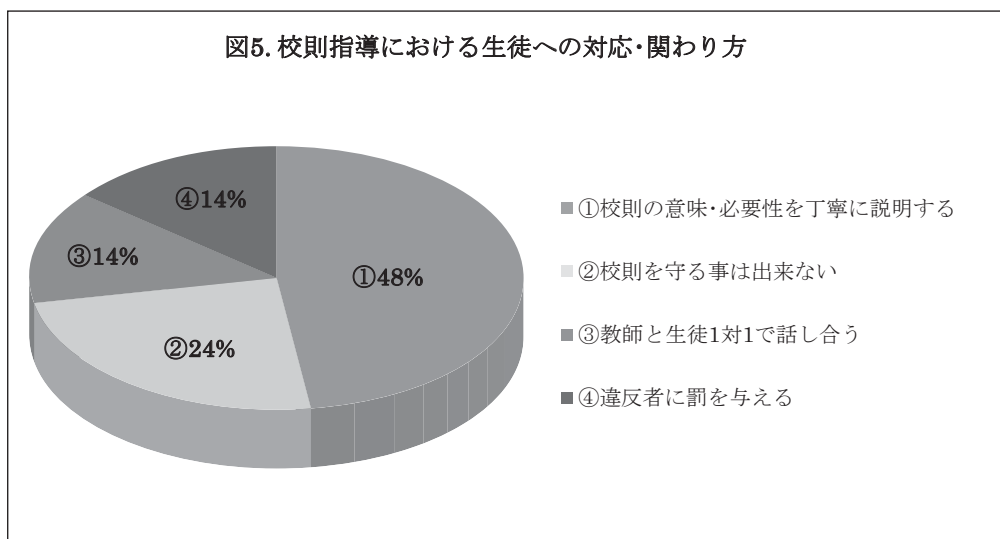


〈グラフ筆者作成〉

設問8は設問7で「⑥校則違反をせざるを得ない環境」と回答した学生に具体的にどのような環境・状況だったかを記入してもらった。その中でも最も多かったのは「周りが制服を着崩していたから浮きたくなかった」だった。違反する事に対して嫌悪感を抱かない生徒が多すぎる場合に校則を守ろうとしても守りづらい、校則を守る事がおかしいという環境に身を置いている生徒が多いという事が考えられる。

設問9は各々が在学していた高校の校則がもし優しい（緩い）規制の校則だった場合に「優しい校則」を守るか回答を求めた。その結果、男女合計で42人が守ると回答した。つまり、高校時代に生徒から見た校則は厳しいものだと捉えられている事がわかった。この設問は校則を違反していた、していないに関わらず回答を求めた。校則を違反していない生徒は優しい校則になっても違反に当てはまらないし、違反していた生徒も基準が下がれば、その校則に則って学校生活を送る事が可能という前向きな考えを示している事がわかる。

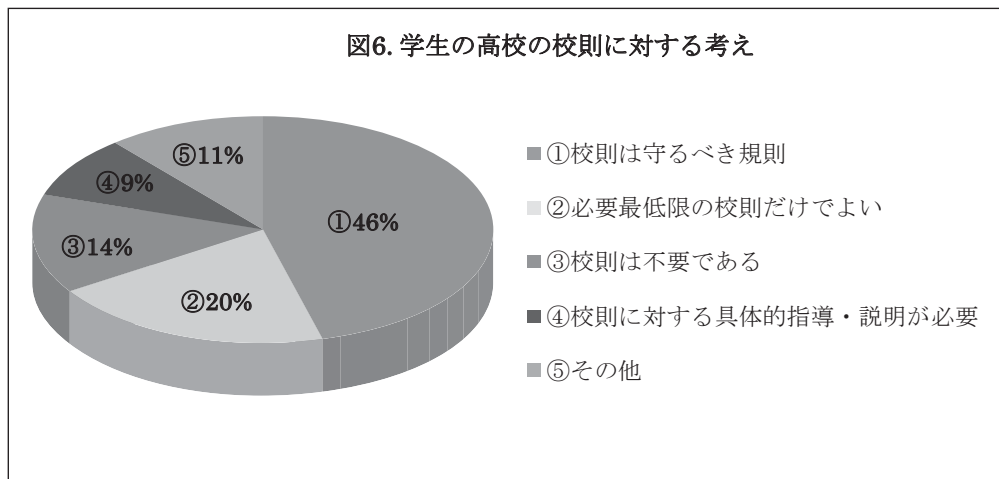
設問10は教師・親にどのような指導をされたら校則違反を止める事ができたかを記述式で回答してもらった。図5は設問10の集計結果である。半数程度の学生が「校則の意味・必要性を丁寧に説明する」という回答をした。これは学生が高校時代の違反について納得する理由を教師・親から具体的に説明されれば改善し、違反をしないという意思表示である。3番目に多かった「教師と1対1で話し合う」丁寧に説明するという指導に類似した意見も上がってきた。「校則があるのはしょうがないが、教師によって許容範囲が異なる場合や全く指摘しない教師もいる。そこの差をなくすべき」という記述があった。各教師によって指導の度合いが異なる事がないようにする配慮をする必要がある。



〈グラフ筆者作成〉

最後の設問11は学生に高校の校則に対する考えを記述式で回答してもらった。図6は設問11の集計結果である。「校則は守るべき規則」と多くの学生は考えている事がわかった。続いて、「必要最低限の校則だけでよい」の回答が多かった。校則は守るべき規則だが、校則違反はすると考えている学生が多い事がわかる。

図6. 学生の高校の校則に対する考え



〈グラフ筆者作成〉

調査の考察

今回の調査で高校ごとにどのような校則が設けられているかがわかった。どの高校にも共通しているのは「染毛」、「スカート丈」、「ピアス」などを禁止する容姿に関する校則だった。また、各高校の校則の内容は女子生徒に対する内容が多かった。女子生徒の校則違反が男子生徒よりも頻発するのは校則違反の女子生徒対象の方が多いことが原因である事がわかった。校則違反を行うきっかけに「ファッション雑誌の影響」と答えた女子学生が男子学生の2.5倍いた。これは女性の方が容姿に気をかけ、着飾る傾向が強いからだと言える。環境からくる原因では「周りが制服を着崩していたから浮きたくなかった」という回答も女子学生の方が多かった。メディアや環境など女子生徒には校則違反を誘発するものが数多く身近にあるのだ。

設問5と設問6で教師・親の生徒に対する容姿に関する校則指導が具体性に欠ける事が明らかになった。高校時代を振り返り、学生はなぜ校則違反してはいけないのかについての具体的な理由や説明を交えた指導を受ければ改善できると考えている。しかし、教師・親の生徒指導は校則違反について頭ごなしに注意する指導が非常に多く、学生が求めている指導とは逆のものだった。教師・親の生徒指導に対する姿勢に改善点が多く存在すると考えられる。生徒指導も教師によってその指導する意識が異なる為、全ての教師が容姿に関する校則に対して違反してはいけない理由を具体的に説明する指導が必要である事が明らかになった。教師・親の生徒に対する指導方法の提案を行い実践する事で現在よりも校則違反を行う生徒を減らす事ができると考える。

7. 「伝わりやすさ」を意識した教師と親の生徒に対する関わり方の工夫

7-1 教師の指導方

今回の調査で高校時代に教師・親の指導について、具体的に説明されれば校則違反をしなかったという学生が多数いる事がわかった。設問6では、現在の教師・親に不足しているのは指導方法の具体性であることがわかった。以下では生徒が理解と納得の出来る生徒指導方法を考察していく。

『生徒指導提要』は「校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行う

とともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていく事が重要だ⁷と述べている。加えて、社会で許されない行為は、学校でも許されないといった指導方針を示し、生徒に社会の一員としての責任と義務と同様だという事を指導していく事が重要としている。⁸

つまり、生徒に学校生活は社会生活と同じだという認識を持たせ、自らの行動に責任がある事を自覚させなければならないのである。さらに、それを生徒に伝える手段の1つとして、宮下一博と河野荘子は「面接法」をあげている。これは生徒に指導をする際に、違反した理由を聞き出す事と教師が聞く姿勢を強く持ち生徒に対して理解の姿勢を示す方法である。⁹ 教師が容姿に関する校則を違反している生徒に対して指導を行う際に非常に有効だと考えられる。違反している理由を尋ねる事によって生徒が自分の心境について告白してくる。その気持ちを教師が真摯に受け止める姿勢を見せれば、生徒も教師に対して心を開く。会話の中でその生徒に応じた具体的な説明をする事で生徒も校則に対する理解が深まると考えられる。指導の形も時代によって変わってきている。これからの生徒指導は教師から生徒に与えるだけではなく、互いに交渉を行うことが必要になってきている。

7-2 子どもに対する親の在り方

家庭は子どもにとって学校と同じくらい時間を過ごす環境だ。だからこそ親の指導は非常に重要な役割を持つと私は考えている。片山紀子も「学校教育を円滑に進めるには、また意味のあるものとして機能させるには家庭からの協力を欠かすことはできない」¹⁰と述べており、校則も学校教育の一部として大きな役割を占めていると位置付ける。教師と親の連携は生徒指導に非常に重要な要素である。楠本恭久・藤田圭一は子どもに対する父親の役割は青年期の若者に対して社会人の先輩として父親を同一視したり、また反発したりしながら自我を強め、自立していく。こうした立場に立って、父親は子どもを温かく見守りながら、社会人としての立場から社会のルールに対する態度、自立性と生き方を子どもに示す存在であり、社会の規範を内面化させる役割を担っている。若者にとって父親は社会人としての生き方のモデルだと指摘している。母親の役割は柔軟な心を持ち子どもが経験した事や感覚を適切な言葉で表現し意識化させ、子どもを好ましい理解の方向づけをすることである。¹¹

親は教師よりも子どもと近い距離にいる為、学校での現状をアウトプットする場所として、親が求める子どもの枠に囚われずに、子どもの言葉や気持ちを広く受け止める事が必要である。学校で打ち明けられない事を親に打ち明ける事によって、子どもは逃げ場を得る。親は学校生活の様子を教師から把握する事と並行して家庭生活の様子を教師にアウトプットする事で情報を共有し、子どもの現状を常にお互いに把握していく必要がある。

8.研究のまとめ

本研究の目的は、服装や髪形など容姿に関係する校則に限定し生徒が違反する原因・きっかけを明らかにし、教師や親が生徒に指導する際に不快感や嫌悪感を与えず校則に対する理解を持ってもらう為の是正指導の提案をすることである。未然に違反を防ぐ学生の校則定着を向上させる指導を提案する事であった。

本研究より、生徒の容姿に関する校則違反は「何故違反なのか」、「どうして守らなければいけないのか」といった具体的な説明を交えて納得できる指導を教師・親が行えば改善できると多くの学生が考えていることが分かった。しかし、現在の教師・親は頭ごなしに違反そのものを指導するのみという場合が殆どである。

教師は各自、勤務している校則の内容をもう一度理解、把握し、校則の意味を見つめ直さなければならぬ。そして、生徒に校則が集団生活を送る為、社会で生きていく為に重要である事を具体的に伝えていく必要がある。各教師の生徒指導方法にムラをなくす為に違反している生徒に気付きながらも指導しない教師には生徒指導の方法を学校全体で指導しなければならない。

親は子どもの一番の理解者として常に広く言葉を受け止める姿勢を見せて、教師や同級生に言えないような事を打ち明ける事ができる存在でなければならない。加えて、そこから学校生活と将来の社会生活の基本は変わらない事や、人との関わり方、在り方を社会人の先輩として教示していかなければならない。子どもの状況を教師と親で共有し、その子どもにあった指導を常に思案していかなければならない。

生徒指導は教師・親にとって努力と忍耐力が求められるものである。教師が生徒に対して諦めてしまったら、生徒の校則違反はさらに加速する。指導を行う際は生徒と気持ちを共有し、生徒の言葉を「聴く」姿勢を強く持つ事から始めて、何故違反してはいけないのかを具体的に説明する事が、最も伝わる校則の指導法だと言える。教師・親も生徒の意識改善に長期的な期間を設けて、容姿に関する校則の浸透に取り組む事が必要だと言える。

註

- 1 日本テレビ『バンキシャ!』平成21年2009年2月1日放送。
<http://www.ntv.co.jp/bankisha/kanshiki/2009/02/post-1.html>
- 2 有村久春『キーワードで学ぶ 特別活動 生徒指導・教育相談』金子書房、2003年、48頁。
- 3 文部科学省『生徒指導提要』教育図書、2012年、192頁。
- 4 日本テレビ『バンキシャ!』平成21年2009年2月1日放送。
<http://www.ntv.co.jp/bankisha/kanshiki/2009/02/post-1.html>
- 5 新潟県青少年健全育成条例 昭和52年3月31日新潟県条例第6号、2012/12/19閲覧。
http://www1.g-reiki.net/niigataken/reiki_honbun/ae40104001.html
- 6 ウィキペディア 2012/12/20閲覧。
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%87%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC>
- 7 文部科学省『生徒指導提要』教育図書、2012年、193頁。
- 8 前掲書、147頁。
- 9 宮下一博・河野荘子『生きる力を育む生徒指導』北樹出版、2005年、26-27頁。
- 10 角田豊・片山紀子・内田利広『生徒指導と教育相談』創元社、2009年、64頁。
- 11 楠本恭久・藤田主一『新 生徒指導論12講』福村出版、2009年、131頁。

(卒業論文指導教員 伊藤敦美)